

平成21年12月22日
閣議決定

第1章 税制改革に当たっての基本的考え方

2. 税制改革の視点

第五に、地域主権を確立するための税制を構築していきます。地域再生のためにはもちろんのこと、市民に一番身近な自治体が、自らの権限と責任で自らの税制のあり方を定め、そこから得られる税収によって住民が求める行政サービスを提供することは、納税者としての意識を高め、税の無駄遣いを防ぐことにもつながります。今後、地域主権を確立するためには、国と地方の役割分担の大幅な見直しと併せて、それぞれの担う役割に見合った形へと国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

第3章 各主要課題の改革の方向性

7. 個別間接税

(3) 暫定税率、地球温暖化対策のための税等

④ 地方環境税の検討

喫緊の課題である地球温暖化対策を推進するためには、地域において主体的な取組を進め、地球環境に貢献することが求められています。

CO₂の排出を抑制するためには、地方税においても、すでに軽油等に課税していることを踏まえ、燃料や自動車に対して、環境への負荷に応じた措置を行うことが必要です。

また、地方公共団体は、地球温暖化対策について様々な分野で多くの事業を実施しています。このような地方の役割を踏まえ、地球温暖化対策のための税を検討する場合には、地方の財源を確保する仕組みが不可欠です。

9. 地域主権の確立に向けた地方税財源のあり方

(1) 国と地方の税源配分のあり方の見直し

地域主権改革を推進し、国の役割を限定して、地方に大幅に事務事業の権限を移譲します。国と地方の役割分担を踏まえるとともに、地方が自由に使える財源を拡充するという観点から国・地方間の税財源の配分のあり方を見直します。

社会保障など地方行政を安定的に運営するための地方消費税の充実など、税源の偏在性が少なく、税収が安定的な地方税体系を構築します。

直轄事業負担金制度の廃止に向けた工程表（素案）

平成22年1月14日
直轄事業負担金制度等に関する
ワーキングチーム決定

○平成21年度

- ・平成21年度分の直轄事業負担金について、当初予定額通知の内容を見直すこととし、都道府県等に対し詳細な内訳書を提示する。

○平成22年度

- ・直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、次期通常国会に、平成22年度から維持管理に係る負担金制度を廃止する法案を提出する。ただし、経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業に要する費用については、その対象を明確にした上で、地方から負担金を徴収する（平成23年度には維持管理費負担金を全廃する）。
- ・維持管理に係る土地改良事業については、農業者等の受益者負担を維持しつつ、都道府県負担分を廃止し、関連する政令を改正する。
- ・直轄事業負担金の業務取扱費を全廃し、併せて公共事業に係る補助金の事務費も全廃する。

○平成22年度～平成25年度まで

- ・直轄事業負担金の問題は、国と地方の役割分担の在り方や今後の社会資本整備の在り方等、地域主権の実現に関する様々な課題と密接に関連するため、これとの整合性を確保しながら、関連する諸制度の取扱いを含めて検討を行い、マニフェストに沿って現行の直轄事業負担金制度の廃止とその後の在り方について結論を得る。
このため、本ワーキングチームにおいて、必要に応じ地方の意見を聞きながら、検討を進める。

国の直轄事業に係る都道府県等の維持管理負担金の廃止等のための関係法律の整備に関する法律

国が管理する道路、河川等の維持等に要する費用に係る都道府県等の負担金を廃止する等のため、関係法律の規定について所要の改正を行う。

従前制度の概要

国が行う道路、河川等に関する事業（直轄事業）について、受益者負担の観点から、都道府県等がその費用の一部を負担



見直しの概要

- 直轄事業負担金制度の廃止への第一歩として、平成22年度から維持管理負担金を廃止【法律】
 - ※ 経過措置として、平成22年度に限り、維持管理のうち特定の事業（※）に要する費用については、その対象を明確にした上で、都道府県等から負担を徴収

- 併せて、直轄事業負担金の業務取扱費を全廃するとともに、公共事業に係る補助金の事務費も全廃【予算】

直轄事業の負担率（道路の場合）

		H21年度	H22年度	H23年度
新設・改築		国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3	国 : 2/3 地方 : 1/3
	特定の事業（※）	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10
維持管理		国 : 5.5/10 地方 : 4.5/10	国 : 10/10 地方 : 0/10	国 : 10/10 地方 : 0/10

（※）特定の事業：安全性の確保等のために速やかに行う必要のある特定の維持管理

地域力の創造・地方の再生

- 活力ある地域社会を形成し、地域主権を確立するため、それぞれの地域で様々な主体が協働・連携して地域資源を最大限活用し、**地域力を高めるための多様な取組**を展開できるよう支援

1. 「緑の分権改革」の推進

それぞれの地域資源（豊かな自然環境、再生可能なクリーンエネルギー、安全で豊富な食料、歴史文化資産、志のある資金）を最大限活用する仕組を地方公共団体と市民、NPO等の協働・連携により創り上げていくことにより、地域から人材、資金が流出する中央集権型の社会構造を**分散自立・地産地消・低炭素型としていくことにより、「地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会」へと転換**

「平成21年度検討事業

- 都道府県・市町村における、再生可能なクリーンエネルギー資源の賦存量等の調査及び先行実証調査

平成22年度検討事業

- 改革を推進していくための制度的対応等についての研究
- 改革の趣旨に賛同し、総合的・複合的な取組を先行的に行う市町村における調査研究

2. 「定住自立圏構想」の推進

- 「中心市」の都市機能と「周辺市町村」の環境、歴史、文化、食料生産などの機能で**相互に役割分担し、定住の受皿を形成**
- 定住自立圏構想推進要綱及び定住自立圏に対する支援策を取りまとめ、平成21年4月より全国展開
 - 中心市宣言実施済み53団体。協定締結延べ125団体（25圏域）。方針策定6団体（6圏域）。共生ビジョン策定21団体。
（平成22年4月23日時点）

3. 過疎地域などの条件不利地域の自立・活性化の支援

「過疎地域こそ日本の原点」との認識のもと、国土を保全し、生産機能を守り、**安心して暮らせる地域に再生**

- 新たな過疎対策の推進
- 「集落支援員」による集落再生
- 医療、介護、生活の足の確保
- デジタル・デバイドの解消